

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四十六の項を四十八の項とし、四十五の項を四十七の項とし、同項の前に次の二項を加える。

四十五 旧陸軍造兵廠忠海製造所（以下「忠海製造所」という。）に従業員として従事していた者若しくは忠海製造所において終戦後毒ガス及び有毒物質等の処理に従事した者又は旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠（以下「分廠」という。）に従業員として毒ガスの運搬等の業務に直接従事していた者であつて、県が実施する毒ガス障害者救済対策事業に係る健康管理手帳の交付を受けた者の住所の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

四十六 忠海製造所に従業員として従事していた者若しくは忠海製造所において終戦後毒ガス及び有毒物質等の処理に従事した者又は分廠に従業員として毒ガスの運搬等の業務に直接従事していた者であつて、県が実施する毒ガス障害者救済対策事業に係る健康管理手帳の交付を受けた者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。